

議案第 37 号

かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例
を廃止する条例の制定について

かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例を廃止する
条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例
を廃止する条例

かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例（平成 17
年かすみがうら市条例第 129 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正）

2 かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成 19 年かすみ
がうら市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表中第 9 号を削り、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号から第 31 号まで
を 1 号ずつ繰り上げる。

（かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正）

- 3 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1 附属機関の部農村環境改善センター運営委員会委員の項を削る。

（かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部改正）

- 4 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例（平成28年かすみがうら市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第10号」を「第9号」に改め、第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

別表農村環境改善センターの部を削る。

（かすみがうら市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正）

- 5 かすみがうら市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。